

# 患者の権利と医療者の義務

## ● 患者の権利が認められるまで

患者の権利が認められるようになったのは、第二次世界大戦後のことである。それ以前は、患者が権利を主張することを通してより良い医療を目指すというよりも、医師が自らの行いを患者のために行うという「誓い」を立てることで、より良い医療を目指していた。

その誓いが、医師の場合は、「ヒポクラテスの誓い」であり、看護師の場合は「ナイチンゲール誓詞」である。

しかしながら、第二次世界大戦で、ナチスによって人体実験が行われたことが発覚すると、医師の「誓い」にのみに良い医療を行うことを委ねることが難しくなり、その後、綱領・宣言が相次いで出されることになる。(ニュルンベルク綱領・1948 世界人権宣言・1948 ジュネーブ宣言・1949 医の倫理国際綱領・1964 ヘルシンキ宣言など) しかしながら、これらのものは、明確な形で患者の権利を規定したものではなかった。

その後、1960年代のアメリカに始まる消費者主義の流れから、患者を医療サービスの消費者として位置づけることが行われた。消費者主義とは、消費者が商品に関する情報を十分に知らされたうえで、購入の是非を決定する権利を持っているという考え方である。これが、医療に置き換えられた際には、患者は自らが受ける医療に関して十分な情報を知らされたうえで、医療を受けるかどうかの決定を行う権利を持っているということになる。

この流れを受ける形で、1981年に開催された第34回世界医師会総会で「リスボン宣言」が採択された。

## ● リスボン宣言

リスボン宣言は、1. 良質の医療を受ける権利、2. 選択の自由の権利、3. 自己決定の権利、4. 意識のない患者、5. 法的無能力の患者、6. 患者の意思に反する処置、7. 情報に対する権利、8. 守秘義務に対する権利、9. 健康教育を受ける権利、10. 尊厳に対する権利、11. 宗教的支援に対する権利の11項目からなる。

これらの項目は、「医療を受ける権利」(1.)と「診療を進める際に求められる十分な配慮」(2.～11.)に分けることができる。さらに、診療を進める際に求められる十分な配慮は、①患者の意思への配慮(2. 3. 4. 5. 6. 9.)、と②患者自身に関する情報への配慮(7. 8.)、③患者の価値観への配慮(10. 11.)に分けることができる。

## ● 医療者（医師）の義務

このような患者の権利を守るために、医療者には相応の義務が生じる。ここでは、医療者のなかでも、義務が明確に法制化されている医師について検討する。

医師の義務は、医師法、刑法等で現在規定されている。法的義務としては、診療義務、

処方箋作成義務、診療録作成義務、守秘義務などがあげられる。

さらに、努力義務として、良質な医療の提供、患者への説明と患者の理解、他院への紹介等があげられている。

これらは、医師が診療を行う上で必要な能力の向上、患者への説明、診療の管理について取り決めたものと言える。患者の権利との関連で言えば、「患者への説明と患者の理解」という義務がある。患者への説明や患者の理解というだけでは、医師による一方的なものでもよいことになり、十分とは言えない。患者の権利に配慮した形で医師の「説明」を規定するならば、「患者の話聞く」ということについても努力義務にする必要がある。

### 医療者と患者のパートナーシップ

これまで医療者の義務や患者の権利といった議論は、医療者はサービスの提供者、患者は医療サービスの利用者という観点が強調されていた。医療者は提供者としての義務を、患者は利用者としての権利が主張されていた。

しかし、それだけでより良い医療が行われるのだろうか。本来、医療は協働的な営みである。医師も患者も互いに協力し合って、病気やけがの治癒を目指すのである。例えば、かぜをひいて受診した時のことを考えてみよう。まず、問診がある。この時に症状について説明しなかったら、診断が成り立たない。また、薬が処方される。処方された薬を飲まなかったら治療は完結しない。医療には患者の協力も不可欠なのである。

患者の権利を主張するだけでなく、医療を医師と患者との協働作業としてとらえることによって、克服しようという流れもある。

情報を公開して、コミュニケーションを活発にし、治療の目標を共有するという方法もその一つである。例えば、カルテをインターネット経由で閲覧できるようにする、ベッドサイドで看護記録を患者と共に作成するといった試みもなされている。

目標を共有し、その目標に向かって、医療者も患者もコミュニケーションをとりながら、それぞれの立場で努力をしていくことが、これからの医療者と患者に求められている。

権利と義務は裏表の関係である。権利のみがあるということはない。では、医療者の権利は何か、患者の義務は何かということについても、医療者の義務、患者の権利を考える際には重要なポイントとなる。

#### 文献

- 1) 林かおり：ヨーロッパにおける患者の権利法（翻訳・解説 ヨーロッパにおける患者の権利法）外国の立法（227），1-26，2006.
- 2) 大野 博：アメリカ病院協会の「患者の権利章典」の変化とその特徴--権利の宣言からパートナーシップへ 医療と社会 21(3)，309-323，2011.
- 3) ケース編 患者を満足させる 6 つのテクニック（特集 ここまで進んだ 患者本位の情報提供術）日経ヘルスケア 21（182），46-50，日経 BP 社，2004.

（馬込武志）